

民法改正のシステム開発実務への影響

～システム開発紛争の分析とシステム開発契約の見直し～

《開催要領》

●日 時● 2017年9月25日(月) 13:00～17:00

●会 場● 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

講師 TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士 大井哲也氏

主クラウドコンピューティング、インターネット・インフラ/コンテンツ、SNS、アプリ・システム開発、情報セキュリティの各産業分野における実務に精通し、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証機関公平性委員会委員長、社団法人クラウド利用促進機構(CUPA)法律アドバイザー、経済産業省の情報セキュリティに関するタスクフォース委員を歴任する。

《開催にあたって》

IBM対スルガ訴訟に代表されるように大規模化かつ複雑化したシステム開発は、相当程度高い確率で、納期遅延や、プロダクトの欠陥などの紛争リスクを抱えています。また、今般の改正民法の成立により、システム開発プロセスにも大きな影響を受けることになります。本セミナーでは、法律論の教科書的な解説を越え、実務に即した紛争解決の勘所をベンダ及びユーザ、法務部門及び情シス部門の両者に向けてご説明致します。

《申込書》一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

FAX:03-5215-0951

*申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

*申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内にお送りする際に利用させていただきます。

■受講料:1名(税込・資料代含)

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

171636-0303 民法改正のシステム開発実務への影響			
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属	職	
E-mail			

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

民法改正のシステム開発実務への影響

9/25
(月)

13:00

1. 民法改正とシステム開発紛争への影響

- (1) 瑕疵担保責任と契約不適合
- (2) 代金減額請求権と賠償請求権の起算点
- (3) 開発プロジェクトが途中頓挫した場合の報酬請求権
- (4) 成果物完成型の準委任契約

2. システム開発契約

- (1) 契約作成プロセスでの法務部門と情シス部門の役割
- (2) ウォーターフォール型契約の各フェーズ
- (3) システム開発契約の条項解説と一歩進んだ条項の検討
- (4) システム開発契約の肝となる別紙の作成

3. システム開発紛争の頻発類型

- (1) 請負又は委任の契約類型の明確化の欠如
- (2) 開発スコープの明確化の欠如
- (3) テストケースの粒度と網羅性の不足
- (4) 検収手続の能力不足及び不備
- (5) 発注者又は受注者のPMの不備
- (6) プロダクトの欠陥及び情報セキュリティ上の脆弱性

4. システム開発プロセスにおける勘所

- (1) ビジネス要件定義の精緻化
- (2) 発注者PM及び情シス部門の役割
- (3) 裁判を意識したプロジェクト管理と証拠収集
- (4) PMへの法務部の関与

5. システム開発訴訟の勘所

- (1) システム開発訴訟の期間とコスト
- (2) 裁判官のリテラシー
- (3) 専門委員のリテラシーと活用
- (4) システム開発の失敗と損害の相当因果関係の範囲
- (5) 裁判官の心証を決定する証拠収集
- (6) 私的鑑定意見書の依頼方法と成果物
- (7) 裁判上の和解の留意点

17:00

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。